

赤穂市情報公開条例の一部を改正する条例概要（案）

個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）の改正に伴い、新たに制定する赤穂市個人情報保護法施行条例では、開示請求1件当たりの手数料を徴収することとします。

そのため、市の公文書開示請求においても手数料を徴収することとし、条例の一部改正を行います。

1 開示請求の手数料

本市では、これまで手数料を無料とし、写しの交付に係るコピー代及び送付料のみ請求者の実費負担としてまいりました。

平成17年4月1日に情報公開条例が施行されて以来、開示請求件数は増加しており、特に近年は増加幅が大きくなってきております。そのため、公文書開示請求に対応するための職員の労力も増加しております。

また、国は、本制度の運用に係る費用（役務に要する費用）は租税等の一般財源から賄われており、本制度を利用しない者との負担の公平性を図る観点から、当該費用は開示請求者に求めるべきものとして手数料を徴収しております。

今般、個人情報保護制度の改正に伴い、新たな条例の制定に向け検討した結果、個人情報開示請求に係る手数料を徴収することとし、併せて、情報公開に係る開示請求についても同様の見直しを行い、手数料を徴収することとします。

手数料の額については、国及び手数料を徴収している地方公共団体の状況を参考に、**開示請求書1件につき300円とします。**

手数料については、特別の理由があると認めるときは、減額し又は免除することができるとします。

なお、写しの交付に係るコピー代及び送付料は、引き続き実費相当の負担を請求者に求めます。

区分	現行条例	法施行条例
開示請求手数料	無料	開示請求書1件につき300円
写しの作成及び送付料	実費相当	実費相当

2 一部改正条例の制定及び施行予定日

本パブリック・コメントの終了後、市議会の審議・議決を経て、制定されます。施行日は令和5年4月1日の予定です。